

春日井市非木造住宅・建築物耐震改修等事業補助金交付要綱

(目的等)

第1条 この要綱は、地震発生時における住宅・建築物の倒壊等による被害の軽減を図るため、旧基準非木造住宅及び建築物の所有者が行う住宅・建築物の耐震性の向上に資する事業に要する費用の一部について、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その交付については、春日井市補助金等に関する規則（昭和54年春日井市規則第4号。以下「規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 耐震改修等事業 この要綱に定めるところによって行われる次に掲げる事業をいう。

ア 非木造住宅耐震診断費補助事業（旧基準非木造住宅について実施される耐震診断者による耐震診断に要する費用の補助に関する事業をいう。）

イ 建築物耐震診断費補助事業（旧基準建築物について実施される耐震診断者による耐震診断に要する費用の補助に関する事業をいう。）

ウ 非木造住宅耐震改修設計費補助事業（旧基準非木造住宅のうち、マンションについて実施される耐震改修設計に要する費用の補助に関する事業をいう。ただし、当該事業を実施した年度に耐震改修工事をするものに限る。）

エ 非木造住宅耐震改修工事費補助事業（旧基準非木造住宅について実施される耐震改修工事に要する費用の補助に関する事業をいう。）

(2) 旧基準非木造住宅 春日井市木造住宅耐震改修費補助金交付要綱（平成18年4月1日施行）第2条第1号に規定する旧基準木造住宅以

外の住宅で次に掲げる要件をすべて満たすもの。ただし、国・地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。

ア 市内にある住宅（戸建て、長屋及び共同住宅をいい、店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のもの）を含む。）

イ 昭和56年5月31日以前に着工されたものであること。

(3) マンション 前号に規定する旧基準非木造住宅のうち共同住宅で、かつ、次の要件をすべて満たすものをいう。

ア 耐火建築物又は準耐火建築物であるもの。

イ 延べ面積が1,000平方メートル以上であり、かつ、地階を除く階数が原則として3階以上であること。

(4) 旧基準建築物 春日井市地域防災計画及び愛知県地域防災計画に定める避難所、救急病院又は救急診療所で昭和56年5月31日以前に着工されたものをいう。ただし、国・地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。

(5) 耐震診断者 建築士法（昭和25年法律第202号）第3条第1項、第3条の2第1項若しくは第3条の3第1項に規定する建築物又は同法第3条の2第3項（同法第3条の3第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく条例に規定する建築物を耐震診断する場合にあつてはそれぞれ当該各条に規定する建築士をいう。

(6) 耐震診断 耐震診断者が、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号。以下「告示」という。）別添「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」に基づき、建築物の地震に対する安全性を構造に応じて適切に評価することをいう。

(7) 安全な構造 告示別添「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」による地震に対する安全な構造を

いう。

- (8) 計画認定 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）第17条第3項の規定に基づく市長による建築物の耐震改修の計画の認定をいう。
- (9) 評定 既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に登録された耐震判定委員会による耐震改修の計画の評定、判定又は評価等をいう。
- (10) 建築確認 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定に基づく確認をいう。
- (11) 耐震改修設計 耐震診断の結果、安全な構造でないと判断されたものについて、安全な構造とする耐震改修の計画で、評定を受ける設計をいい、耐震改修工事を行うことを前提としたものをいう。
- (12) 耐震改修工事 耐震改修設計に基づいて行う工事（当該工事に係る改修設計を行った建築士が、工事監理を併せて行うものに限る。ただし、特別な理由がある場合はこの限りではない。）をいう。
- (13) 区分所有者 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。）第2条第2項に規定する区分所有者をいう。
- (14) 管理組合 区分所有法第3条若しくは第65条に規定する団体又は区分所有法第47条第1項（第66条において準用する場合を含む。）に規定する法人をいう。
- (15) 事業者 次条に規定する補助対象建築物に係る耐震改修等事業を実施する者をいう。
- (16) 申請者 この要綱に定めるところにより補助金の交付を受け、耐震改修等事業を実施しようとするものをいう。ただし、第4条に規定する補助対象者が複数存在する場合は、そのうちの1名を申請者とし、管理組合を構成している場合は、管理組合を申請者とする。

(補助対象建築物)

第3条 補助金の交付対象となる建築物（以下「補助対象建築物」という。）は、旧基準非木造住宅又は旧基準建築物とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 補助対象建築物を所有する者又は補助対象建築物の管理組合（区分所有者又は共有者が存在する場合にあっては、申請者が補助金の交付を受けることについて、全ての区分所有者又は共有者の同意がある者及び管理組合を構成している場合にあっては、集会（区分所有法第34条の規定による集会をいう。）により合意形成が図られているものに限る。）
- (2) 建物所有者と土地所有者が異なる場合は、全ての土地所有者の同意を得ていること。
- (3) 国、地方公共団体又はこれらに準じる者以外の者であること。
- (4) 市税を滞納していない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(補助対象事業)

第5条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象建築物に対して実施する耐震改修等事業とし、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 実施する事業に関し、この要綱以外の補助金等の交付を受けていないこと。
- (2) 実施する事業に関し、過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。

(事前相談)

第6条 非木造住宅耐震診断費補助事業又は建築物耐震診断費補助事業に係る申請者は、あらかじめ春日井市非木造住宅・建築物耐震改修等事業に係る事前相談書(第1号様式)に次に掲げる必要書類を添付し、提出しなければならない。

- (1) 建築確認通知書若しくは検査済証の写し、家屋物件証明書の写し又は建物の登記事項証明書の写しのうちいずれか
- (2) 配置図、平面図、立面図、断面図等
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

2 非木造住宅耐震改修設計費補助事業又は非木造住宅耐震改修工事費補助事業に係る申請者は、あらかじめ春日井市非木造住宅・建築物耐震改修等事業に係る事前相談書に次に掲げる必要書類を添付し、提出しなければならない。

- (1) 建築確認通知書若しくは検査済証の写し、家屋物件証明書の写し又は建物の登記事項証明書の写しのうちいずれか
- (2) 耐震診断結果報告書の写し
- (3) 配置図、平面図、立面図、断面図等
- (4) 改修部分を表示した図面(非木造住宅耐震改修工事費補助事業に限る。)
- (5) 評定の評定通知書の写し(非木造住宅耐震改修工事費補助事業に限る。)
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

(補助対象経費及び補助金の額)

第7条 非木造住宅耐震診断費補助事業及び建築物耐震診断費補助事業の補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)及び補助金の交付額は、別表第1のとおりとする。

2 非木造住宅耐震改修設計費補助事業の補助対象経費及び補助金の交付

額は、別表第2のとおりとする。

- 3 非木造住宅耐震改修工事費補助事業の補助対象経費は別表第3で定める耐震改修工事に要する費用とし、補助金の交付額は、別表第4のとおりとする。
- 4 前3項に規定する補助対象経費の額は、確定申告の際に交付申請額に係る消費税相当額を、仕入れに係る消費税額として税務署に納める消費税額から控除する場合には、当該消費税相当額分を減額した額とする。
- 5 第1項から第3項までに規定する補助金の交付額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

(補助金交付申請)

第8条 非木造住宅耐震診断費補助事業及び建築物耐震診断費補助事業に係る申請者は、規則第3条の規定にかかわらず、当該事業に係る契約を締結する前に、春日井市非木造住宅・建築物耐震改修等事業補助金交付申請書(第2号様式)に次に掲げる書類(申請者が管理組合である場合は第6号の書類を除く。)を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 耐震診断経費の見積書の写し(事業者の記名及び押印のあるものに限る。)
- (2) 配置図及び各階平面図
- (3) 区分所有者がいる場合は、申請者が耐震診断を行い、補助金の交付を受けることについて、全ての区分所有者に同意を得たことを証する書面(申請者が管理組合である場合は、組合同約並びに耐震診断の実施及び補助金の申請に係る議決書又はこれに代わるもの)
- (4) 共有者がいる場合は、申請者が耐震診断を行い、補助金の交付を受けることについて、全ての共有者の同意を得たことを証する書面(申請者が管理組合である場合は、組合同約並びに耐震診断の実施及び補助金の申請に係る議決書又はこれに代わるもの)

- (5) 建物所有者と土地所有者が異なる場合は、耐震診断の実施について全ての土地所有者の同意を得たことを証する書面
- (6) 市税の滞納のない証明書
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 非木造住宅耐震改修設計費補助事業に係る申請者は、規則第3条の規定にかかわらず、当該事業に係る契約を締結する前に、春日井市非木造住宅・建築物耐震改修等事業補助金交付申請書に次に掲げる書類（申請者が管理組合である場合は第9号の書類を除く。）を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 耐震改修設計費の見積書の写し（事業者の記名及び押印のあるものに限る。）
- (2) 配置図、平面図、立面図、断面図、建築設備図及び昇降機等の関係図面等
- (3) 耐震診断結果報告書の写し
- (4) 申請書別紙（第3号様式）
- (5) 安全な構造とする旨の市による勧告又は耐震改修促進法に基づく指導を受けたことを証する書面の写し
- (6) 区分所有者がいる場合は、申請者が耐震改修設計を行い、補助金の交付を受けることについて、全ての区分所有者に同意を得たことを証する書面（申請者が管理組合である場合は、組合規約並びに耐震改修設計の実施及び補助金の申請に係る議決書又はこれに代わるもの）
- (7) 共有者がいる場合は、申請者が耐震改修設計を行い、補助金の交付を受けることについて、全ての共有者の同意を得たことを証する書面（申請者が管理組合である場合は、組合規約並びに耐震改修設計の実施及び補助金の申請に係る議決書又はこれに代わるもの）
- (8) 建物所有者と土地所有者が異なる場合は、耐震改修設計の実施について全ての土地所有者の同意を得たことを証する書面

(9) 市税の滞納のない証明書

(10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 非木造住宅耐震改修工事費補助事業に係る申請者は、規則第3条の規定にかかわらず、当該事業に係る契約を締結する前に、春日井市非木造住宅・建築物耐震改修等事業補助金交付申請書に次に掲げる書類（申請者が管理組合である場合は第12号の書類を除く。）を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 耐震改修工事費の見積書の写し及び積算内訳書（事業者の記名及び押印のあるものに限る。）

(2) 耐震診断の結果を示す書面（現状及び耐震改修後のIs値等が確認できるものに限る。）

(3) 評定の評定通知書の写し

(4) 計画認定の認定通知書又は建築基準法第6条第1項の規定に基づく確認済証の写し（建築確認が必要な場合に限る。）

(5) 現況写真（施工予定箇所が確認でき、撮影位置を図示したものに限る。）

(6) 配置図、平面図、立面図、断面図、建築設備図及び昇降機等の関係図面等

(7) 申請書別紙（第3号様式）

(8) 安全な構造とする旨の市による勧告又は耐震改修促進法に基づく指導を受けたことを証する書面の写し

(9) 区分所有者がいる場合は、申請者が耐震改修工事を行い、補助金の交付を受けることについて、全ての区分所有者に同意を得たことを証する書面（申請者が管理組合である場合は、組合同規約並びに耐震改修工事の実施及び補助金の申請に係る議決書又はこれに代わるもの）

(10) 共有者がいる場合は、申請者が耐震改修工事を行い、補助金の交付を受けることについて、全ての共有者の同意を得たことを証する書面

(申請者が管理組合である場合は、組合規約並びに耐震改修工事の実施及び補助金の申請に係る議決書又はこれに代わるもの)

- (11) 建物所有者と土地所有者が異なる場合は、耐震改修工事の実施について全ての土地所有者の同意を得たことを証する書面
- (12) 市税の滞納のない証明書
- (13) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

4 第1項第6号、第2項第9号及び第3項第12号の書類について、市内に住所があり、市税の滞納のないことの確認が可能な場合は、申請者の同意を得て省略することができる。

(申請の取下げのできる期間)

第9条 規則第5条の市長が定める期日は、交付決定を受けた日から起算して10日を経過する日とする。

(着手の届出)

第10条 申請者は、耐震改修等事業に着手したときは、春日井市非木造住宅・建築物耐震改修等事業着手届(第4号様式)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 契約書の写し
- (2) 工程表(耐震改修工事の場合)
- (3) 連絡者リスト(耐震診断業者、設計業者又は工事監理者、工事請負業者、管理組合等担当者)

2 前項の書類は、補助金の交付の決定があった日から起算して30日以内に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。

(地位の承継)

第11条 申請者が死亡した場合において、申請者の承継人が交付決定のあった内容で耐震改修促進事業を行う意思があるときは、市長に届け出て地位を承継することができる。

- 2 申請者が破産等のやむを得ない事情により第三者に地位を承継する場合において、申請者の承継人が交付決定のあった内容で耐震改修等事業を行う意思があるときは、市長に届け出て地位を承継することができる。
- 3 前2項の規定に基づき、地位の承継を受けようとする者は、春日井市非木造住宅・建築物耐震改修等事業補助金地位承継届（第5号様式）に地位を承継する者であることを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。
- 4 申請者は、第1項若しくは第2項又は第18条第1項の規定に基づく補助金の受領を委任する場合を除き、補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（中間検査）

第12条 市長は必要と認める場合においては、耐震改修工事の工程を指定し、中間検査を実施することができる。

- 2 市長は、前項の中間検査を行った結果、当該耐震改修工事が適切に実施されていないと認める場合には、当該耐震改修工事が適切に実施されるよう申請者に指導するものとする。この場合において、申請者が指導に従わない場合は、補助金交付決定を取り消すことができる。

（計画変更）

第13条 規則第8条の規定に基づく計画変更は、次に掲げる書類を添付して、変更事業に着手する前に市長に提出しなければならない。ただし、事業を廃止又は中止する場合は、この限りではない。

- (1) 変更後の補助対象経費の見積書の写し（事業者の記名及び押印のあるものに限る。）
 - (2) 変更図面等、変更内容が分かる書類
 - (3) 申請書別紙（第3号様式）（耐震改修設計又は耐震改修工事の場合）
- 2 申請者は、規則第8条の規定に基づく補助金等変更決定の通知を受けた場合は、速やかに変更契約を締結し、変更契約書の写しを市長に提出

しなければならない。

(遂行命令等)

第 14 条 市長は必要があると認めるときは、申請者に対して事業の遂行に関して、必要な指導、助言及び指示を行い、又は必要な報告を求めることができる。

2 市長は、申請者が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に従って補助対象業務を遂行していないと認めた場合、決定内容に従って当該業務を遂行すべきことを命じることができる。

3 市長は、申請者が前項の命令に違反した場合は、申請者に対して補助事業の一部の停止を命じることができる。

(完了実績報告等)

第 15 条 非木造住宅耐震診断費補助事業及び建築物耐震診断費補助事業の申請者は、当該事業が完了したときは、規則第 9 条の規定に基づき、当該事業完了の日から起算して 30 日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の 2 月末日までのいずれか早い期日までに、補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 耐震診断結果報告の写し

(2) 平面図、伏図及び軸組図

(3) 領収書の写し（事業者の発行したものに限る。）

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 非木造住宅耐震改修設計費補助事業の申請者は、当該事業が完了したときは、規則第 9 条の規定に基づき、当該事業完了の日から起算して 30 日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の 2 月末日までのいずれか早い期日までに、補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 耐震改修工事に係る設計図書

- (2) 評定の評定通知書の写し
- (3) 計画認定の認定通知書又は建築基準法第6条第1項の規定に基づく確認済証の写し（建築確認が必要な場合に限る。）
- (4) 領収書の写し（事業者の発行したものに限る。）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 非木造住宅耐震改修工事費補助事業の申請者は、当該事業が完了したときは、規則第9条の規定に基づき、当該事業完了の日から起算して30日を経過した日又は、補助金の交付決定があった日の属する年度の2月末日までのいずれか早い期日までに、補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 施工状況がわかる写真
- (2) 領収書又は請求書の写し（事業者の発行したものに限る。）
- (3) 耐震改修工事が計画に基づき施工されたことを証する書面（建築士である旨の表示及び記名のあるものに限る。）
- (4) 建築基準法第7条第5項又は同法第7条の2第5項の規定に基づく検査済証の写し（建築確認が必要な場合に限る。）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、その他市長が必要と認める書類
（是正のための措置）

第16条 市長は、前条に掲げる完了実績報告書を受領した場合において、当該事業の成果が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときは、これらに適合させるための措置を取るよう申請者に命ずることができる。

（補助金の交付方法）

第17条 補助金は、規則第10条の規定に基づき補助金の額を確定した後、申請者（申請者が次条第1項の規定により事業者に補助金の受領を委任した場合には、当該事業者）の請求に基づいて交付するものとする。

(補助金の受領の委任)

第 18 条 申請者は、事業者に補助金の受領を委任するときは、補助金の交付の申請から完了実績報告書の提出までの間に、春日井市非木造住宅・建築物耐震改修等事業補助金受領委任払申請書（第 6 号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、補助金の交付を決定し、かつ、前項の申請を承認したときは、その旨を春日井市非木造住宅・建築物耐震改修等事業補助金受領委任払承認通知書（第 7 号様式）により、申請者及び事業者に通知するものとする。

(書類の保管)

第 19 条 申請者は、補助金の収支に関する帳簿を作成し、保管するとともに、領収書等関係書類を整理しなければならない。

2 申請者は、前項に掲げる帳簿及び領収書等関係書類を補助金の交付を受けた年度終了後 5 年間保管しなければならない。

(雑則)

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の春日井市非木造住宅・建築物耐震改修等事業補助金交付要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市非木造住宅・建築物耐震改修等事業補助金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

- 1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の春日井市非木造住宅・建築物耐震改修等事業補助金交付要綱の規定は、令和 5 年 4 月 1 日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

別表第1（第7条関係）

事業	補助対象経費	補助金の交付額
非木造住宅耐震診断費補助事業及び建築物耐震診断費補助事業	<p>一戸建ての住宅</p> <p>耐震診断に要する経費で耐震診断者に支払う経費。 ただし、1戸当たり136,000円を限度とする。</p>	<p>対象経費の3分の2以内の額。</p>
	<p>一戸建ての住宅以外の住宅</p> <p>耐震診断に要する経費で耐震診断者に支払う経費。 ただし、延べ面積に応じて次に定める額を限度とする。 延べ面積1,000平方メートル以内の部分は、1平方メートル当たり3,670円を乗じた額。 延べ面積1,000平方メートルを超えて2,000平方メートル以内の部分は、1平方メートル当たり1,570円を乗じた額。 延べ面積2,000平方メートルを超える部分は、1平方メートル当たり1,050円を乗じた額。</p>	<p>対象経費の3分の2以内の額。 ただし、1戸当たり50,000円を限度とする。</p>
	<p>住宅以外の建築物</p> <p>耐震診断に要する経費で耐震診断者に支払う経費。 ただし、延べ面積に応じて次に定める額を限度とする。 延べ面積1,000平方メートル以内の部分は、1平方メートル当たり3,670円を乗じた額。 延べ面積1,000平方メートルを超えて2,000平方メートル以内の部分は、1平方メートル当たり1,570円を乗じた額。 延べ面積2,000平方メートルを超える部分は、1平方メートル当たり1,050円を乗じた額。</p>	<p>対象経費の3分の2以内の額。 ただし、1棟当たり1,200,000円を限度とする。</p>

別表第2（第7条関係）

事業	補助対象経費	補助金の交付額
非木造住宅耐震改修設計費補助事業	耐震改修設計に要する経費。ただし、1戸当たり100,000円を限度とする。	対象経費の3分の2以内の額

別表第3（第7条関係）

区分	耐震補強工事	改修設計 (マンションのみ)	附帯工事
耐震改修計画の作成等		工事監理	
構造耐震指標（I _s ）また、保有水平耐力に係る指標（q）の評価を向上させることを目的とした工事	躯体工事（鉄骨工事、コンクリート工事等）及び基礎工事（土工事を含む）		仮設工事及び既存部分の撤去工事並びに撤去部分の復旧工事
その他の補強工事	上記のほか、耐震性能を向上させるものとして市長が認める工事		上記のほか、耐震性能を向上させる工事に附帯するものとして市長が認める工事

別表第4（第7条関係）

区分	補助金の交付額
マンション以外	耐震改修工事費の5分の4以内の額から、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除の額を差し引いた額。ただし、1戸あたり1,000,000円を限度とする。
マンション	<p>次に掲げる額の合計から租税特別措置法第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除の額を差し引いた額。ただし、1戸あたり900,000円を限度とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 耐震補強工事費（補助対象経費又は延べ面積に1平方メートル当たり50,200円を乗じた額のいずれか小さい方を限度とする。）に3分の1を乗じて得た額（800,000円を限度とする。） 2 工事監理費の3分の2に相当する額かつ別表第2の1戸当たりの補助金の交付金額と合計して100,000円を限度とする。 3 附帯工事費（800,000円以内で、1の額と合計して800,000円を限度とする。）